

議案第 4 3 号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「（智光山公園のテニスコート、こども動物園及び都市緑化植物園における当該行為を除く。）」及び「（智光山公園のテニスコート、シャワー室及びこども動物園を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

智光山公園のテニスコート、シャワー室、こども動物園及び都市緑化植物園においても、利用料金制度を導入したいので、この案を提出するものである。